

鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第21号

鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例（平成13年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>届出保育施設等</u>の運営に要する経費を助成することにより、<u>届出保育施設等</u>における保育環境を整備し、もって入所児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「<u>届出保育施設等</u>」とは、国、県及び市町村以外の者が設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する業務を目的とする施設であって<u>同法第59条の2の規定により届出をしているもの</u>その他知事が別に定めるもののうち、<u>知事が別に定める要件を満たすもの</u>をいう。</p> <p>（補助金の交付）</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、<u>届出保育施設等</u>の運営に要する経費について助成を行う市</p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>認可外保育施設</u>の運営に要する経費を助成することにより、<u>認可外保育施設</u>における保育環境を整備し、もって入所児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「<u>認可外保育施設</u>」とは、国、県及び市町村以外の者が設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号。<u>以下「法」という。</u>）第39条に規定する業務を目的とする施設であって<u>法第35条第4項の認可を受けていないもの</u>（専ら国の職員が監護すべき児童を入所させるために設置されるものを除く。）のうち、<u>次に掲げる要件を満たすもの</u>をいう。</p> <p>（1）<u>入所児童が10人以上であること。</u></p> <p>（2）<u>保育に従事する者の数が、法第39条第1項に規定する保育所に必要な保育士の数と同数以上であること。</u></p> <p>（3）<u>保育に従事する者の3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあつては、1人）以上が、保育士又は看護師の資格を有する者であること。</u></p> <p>（4）<u>その他知事が別に定める要件</u></p> <p>（補助金の交付）</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、<u>認可外保育施設</u>の運営に要する経費について助成を行う市</p>

町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

附 則

(施行期日)

1 略

(検討)

2 知事は、少なくとも3年ごとに、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

附 則

(施行期日)

1 略

(検討)

2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。